

令和3年3月定例農業委員会 会議録

令和3年3月10日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係る
あっせん届出について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。

明日3月11日午後2時46分で、東日本大震災発生から10年を迎えます。この東日本大震災は被災地域が広範に及び、極めて多くの尊い命を奪うとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大震災でした。東日本大震災により被害を受けられたすべての方々に対し心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと存じます。

皆様、ご起立をお願いします。

黙禱。

(黙 禱)

・事務局

黙禱を終わります。お直りの上、ご着席をお願いします。

また、明日3月11日には、国におきまして犠牲者の方を追悼する式典が執り行われます。委員の皆様におかれましては、この趣旨を十分理解され、午後2時46分にはそれぞれの場所において敬けん黙禱をささげられますようお願い申し上げます。

これより令和3年3月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。局長、お願いいたします。

・局 長

皆さん、おはようございます。

年度末、それからすごく天気がいい日に、この農業委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

寒暖差が大きいなど日々思っている中で、いつスタッドレスを普通タイヤに履き替えようかなと思っているんですが、そう思いながらももう2週間たってしまいました。もう1回雪降るぞという人もおられますし、もう大丈夫やでという、いろんな声があるところです。

さて、今現在、議会が開催中です。農業委員会に絡むものにつ

きましては、先日来、皆さん方から本当にたくさんご意見、アドバイスを頂きました農業振興条例に基づく新たな施策等が、この予算委員会、予算の中で審議されることとなります。こういったことが決定したか等についてはまた改めて、4月広報等を通じながら市民の方にもお知らせしていくところです。

一方、今、橋本市農業委員会、それから、農地利用最適化推進委員さんを公募で募集するという事で、市内区長理事会、それから、必要に応じて区長会を通じて担当の職員の方からご説明にお伺いしたところです。農業委員の皆さん方にも様々なご相談や問合せ等があると思いますが、何かありましたら、また事務局までお問い合わせいただきたいと思いますというふうに思います。

一方、人・農地プランにつきまして、農業委員の皆さん、それから、地域の様々なご意見をまとめていただきまして、3月5日に人・農地プランの検討委員会を開催させていただきました。農業委員会からは池田泰子会長職務代理者、それから、田中里美さんのお2人がご出席されました。

検討委員会から出された助言や提言について、少しご紹介させていただきます。

農業者が地域単位で今後の将来の農業について話し合える場を作り、今後のプランに一定盛り込んでいくということ、それから、すべての耕作放棄地を減らすということではなく、これ以上耕作放棄地を増やさないという趣旨のもと、地域単位で最も守っていくべき農地として重点地域を作り、そこに対しての中間管理事業のあっせんや鳥獣害対策を強化していくということ、それから、地域単位で特色あふれた特産品を作り、所得向上につなげていく、また、中心経営体として地域のリーダーとなり得る農業者の育成を行う、また、中間管理事業を分かりやすく伝えるというようなことでした。

長時間、本当に、池田さん、田中さんには議論に参加していただきまして、ありがとうございます。

今日、年度末とはいえ、たくさん議題があるというふうにお聞きしています。皆さん方の慎重なご意見、ご審議をお願いしたいと思います。ご出席していただきまして、ありがとうございます。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条

の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

令和2年度末の定例農業委員会ということで、ご出席ありがとうございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症に本当に翻弄された年度でございました。いまだ1都3県では緊急事態宣言が発出された状況でございます。なかなか収束しないというようなことで、和歌山県の方では昨日1人で、漸次減少ということになって喜んでおるところでございますが、その中で私どもも毎月、予防対策をしながら会議等を進めてまいりました。大変ご不便をおかけした中での進行であったというふうに思っております。

おかげをもちまして、この年度は様々な成果があった年でございまして、中でも、市長さんに意見書を提出しまして農業振興条例の制定につながったということが大変大きなことでございます。また、長年統一されていましてした下限面積の見直しということも、皆さんの協力によりまして実施することができました。これも大きな成果やなというふうに思っておるところでございます。

一方、ご苦労いただきました農地利用状況調査の結果でございますが、その調査によりますと、調査対象となりました農地の約30%、これが適正に利用されていないというようなことが明らかになりまして、これからますますこういう状況が増えると思われる休耕地等々、この農地の利活用が、農地を守っていく立場の我々の仕事として今後課題になるものというふうに思っておるところでございます。

日頃、農業委員会活動を通じまして、この農地の地権者の意向を十分踏まえた中で、具体的にどの農地を、どのように、誰に、対応、つないでいくのかという議論を進めていく必要があるかというところで思っております。そのためには、先ほど局長からもありましたように、人・農地プラン、これが大変重要になってくると思いますので、よろしくひとつお願いをしておきます。

・議長

それでは、3月の定例委員会の議題に入ります。議事を進めてまいります。

事務局から、本日の出席委員について報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中、全員の出席でございます。

なお、木村収吾農地利用最適化推進委員より欠席のご連絡がございました。

事務局からは以上です。

・議長

事務局の報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会会議規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案審議に先立ち、当職から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号3番大西正明委員、議席番号4番大西敏夫委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告2件であります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、12案件についての事務局の説明を求めます。

・事務局

皆様に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の定例総会では、この件につきまして12件の申請がございました。いつもですと議案書だけで説明させていただくんですが、今回は別紙資料として農地法第3条調査書ということで、整理番号3-1から3-12までの、移転の種別、売買、贈与でありますとか、取得しようとする面積と合わせた合計面積ですとか、

保有する機械、また、従事者数について表にまとめさせていただきました。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、準に説明をいたしますので、議案書と位置図の3-1から3-12のほか、只今案内いたしました別紙資料、農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった譲渡人、・・・さん、譲受人、・・・さんほか11件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第1号でご審議いただく12案件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該当しないため、要件をすべて満たしております。

機械、労働力、技術等をもても問題ないこと。また、橋本市農業委員会が定める別段面積を超えていることから許可要件を満たしていると判断されます。

順に説明します。

1番、橋本市吉原・・・ほか2筆、合計面積・・・㎡について、・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転です。・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のため、また、・・・さんは規模拡大のために承認願いたいとのことであります。

2番、橋本市神野々・・・ほか1筆、合計面積・・・㎡。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転となります。・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のため、また、・・・さんにつきましては規模拡大のため承認願いたいとのことでございます。

3番、橋本市山田・・・ほか1筆、合計面積・・・㎡。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転となります。・・・さんは後継者がいないことによる当該農地処分のため、また、・・・さんは経営規模拡大のために承認を願いたいとのことであります。

ページめくっていただきまして、4番、橋本市山田・・・ほか3筆、合計面積・・・㎡でございます。これは・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転となります。・・・さんも後継者がいないことによる当該農地処分のために、また、・・・さんは規模拡大のために承認願いたいとのことでございました。

5番、橋本市柏原・・・、面積・・・㎡。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転でございます。この件につきましては、先月、許可取消願がありました1件に引き続いて土地売買

になります。・・・さんにつきましては維持管理困難による当該農地処分のために、また、・・・さんにつきましては、またこちらは5条で話が出てくるんですが、農地が少なくなってくるために、農地が極端に減るんですけれども、ただ、耕作を続けて、子どもに柿畑やミカン畑を残したいとの思いから承認を願い出たということでございます。

6番、橋本市吉原・・・、面積・・・㎡。・・・さんから・・・さんへの贈与による所有権移転となります。・・・さんは後継者がいないことによる維持管理困難ということで当該農地処分のために、・・・さんは経営規模拡大のために承認願いたいとのことでもございました。

7番、橋本市柱本・・・ほか1筆、合計面積・・・㎡。これは・・・さんから・・・さんへの贈与による所有権移転でございます。・・・さんにつきましては維持管理困難による当該農地処分のために、また、受けられる・・・さんにつきましては・・・さんと従兄弟であることから耕作を引き継ぐため承認願いたいとのことでもございました。

8番、橋本市橋谷・・・、面積・・・㎡。これは・・・さんから・・・さんに贈与による所有権移転でございます。譲渡人が維持管理困難となるため当該農地処分を行いたい、また、受けの方につきましては経営規模拡大のため承認願いたいとのことでもございました。

9番、橋本市向副・・・、面積・・・㎡でございます。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転でございます。・・・さんは労力不足による維持管理困難ということで当該農地処分のために、・・・さんは経営規模拡大のために承認願いたいとのことでもございます。

10番、橋本市高野口町伏原・・・、面積・・・㎡。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転でございます。・・・さんにつきましても維持管理困難による当該農地処分のために、・・・さんにつきましては経営規模拡大のために承認願いたいとのことでもございました。

11番、橋本市高野口町伏原・・・ほか1筆、合計面積・・・㎡。こちらにつきましては・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転でございます。・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のために、また、・・・さんにつきましては経営規模拡大のために承認願いたいとのことでもございました。

12番、橋本市隅田町山内・・・、面積・・・㎡。こちらは・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転でございます。・・・さんにつきましては維持管理困難による当該農地処分のために、・・・さんは経営規模拡大のために承認願いたいとのことでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、所有機械等につきましては、こちらの別紙資料の農地法第3条調査書、こちらを参照していただきたいと思っております。説明は以上です。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。案件数が大変多ございます。簡潔に説明をお願いいたします。

なお、会議は議事録作成のために録音をしております。マイクを用意しておりますので、発言の際にはマイクを使用し、発言の冒頭でお名前をお願いします。

それでは、よろしく申し上げます。

・松岡推進委員

最適化推進委員の松岡茂夫です。1番の案件、それから、6番について説明させていただきます。事務局の説明のとおりであります。・・・さんについては、・・・さんにずっと小作をしていたいただいておりますので、売り渡すと。そして、6番目については、・・・さんと・・・さんですが、これは農地造成の中で、小作を・・・さんがしております。ほして、今、贈与されたということでございます。変な話が、3反ほど傾斜地を売って3畝ほどもらったということで、平らな土地を取ったということでもあります。

それから、もう引き続き説明させていただきます。3番目の・・・さんと・・・さんについては、もう・・・さんについては施設へ入っているということで、農地を渡して宅地を頂くと。宅地を借りておったので、そういうような話でございました。

それから、4番目の・・・さんと・・・さんの件なんですけども、・・・さんがせんだっても売渡しをしたわけなんですけども、後継者がいないということで、亡くなるまでにはすべて整理をしたいということで、草刈り代金が高つくということで、もうただみたい状態で売り渡すということで、・・・さんについては年

年齢が・・・歳で1人住まいなので、ちょっと心配なんですけども、間違いはないかということで、柿を作るということでございましたので、承認、私としては判を押させていただきます。以上です。

・岡本委員

それでは、続きまして、2番の・・・さんが売りまして・・・さんが買うという件ですが、これは推進委員の佐藤さんと一緒に・・・さんとお会いしまして、もう家のすぐ横でございますし、今荒れておりますので、・・・さんが遠方でおるために管理できていないため私がやりますということで購入したということで、この人であれば、たくさん作っておりますし、間違いのないと思いますので、今までよりは改善できるということで、何ら問題ございません。

それから、5番の件でございますが、買主はこれまでの行動からいったらちょっと問題あるんですけど、今回は面積も少ないし、子どもに残すと、こういうことでございますので、売主も持て余しておるといって状態でございますので、やむを得ると、こういう具合に考えております。以上です。

・議 長

次は7番やな。

・向井推進委員

推進委員の向井です。7番の説明をさせていただきます。先ほど事務局の言うたとおりでございます。・・・さんにつきましては、年齢・・・歳、・・・さんにつきましては・・・歳という年齢の中で贈与があったというふうに聞いてありました。・・・さんにつきましては、今、3月末まで、現在、就職というか仕事をしておりまして、3月末で退職するというので、4月から農地のことについて考えていきたいなと思っておるということでした。土井委員長と2月末、一緒に調査に行きましたが、・・・さんにいろいろとアドバイス等をしまして、・・・さんもこの土地活用については考えていきたいというふうに言っておりました。以上です。

・議 長

次、8。

- ・堀切推進委員

推進委員の堀切といいます。8番の案件について説明させていただきます。・・・と譲受人である・・・はまず兄弟であります。譲渡人の・・・に確認に行きますと、入院中とのことで息子さんが対応してくれました。おやじはこの畑は昔からもう作ったことがないということで、1、2年前から譲受人である・・・さんところが作り出したということです。そして、譲受人に確認しますと、母屋の方から、あの畑はやるわと言われたので、私はご近所へお裾分けするのが好きなので作り出しますという説明でした。以上です。

- ・廣田委員

5番の廣田です。内容は事務局の説明のとおりであります。現地の状況については推進委員の大上さんから説明していただきます。

- ・大上推進委員

推進委員の大上です。・・・さんと・・・さんは友人同士で、・・・さんの方が荒れ地になりかかったところ、・・・さんの息子さんがどないしても百姓したいと、40代で元気なんです、元気なところで百姓が好きなので、ちょっと買ってくれということで、話がまとまって買うことになったと。事務局のとおりでございます。以上です。

- ・議 長

10番。林さん。

- ・林委員

8番の林です。今、事務局の方から説明あったとおりなんですが、これは・・・の・・・さんが亡くなって、相続で、・・・の・・・さんが、お姉さんが相続して、この・・・さんはいろいろ工場もやっておりますが、その隣でちょうど、道の進入路もない農地です。これは仕方がないかなと思います。

続いて、11番の案件について説明いたします。・・・さんというんですか、周りの近所の人にこの方は小作してもろとったんですが、東京へ転勤するというので、・・・さんがちょうどいろん

なことで規模拡大というんですか、するということで、何も問題ないと思います。以上です。

・議 長
次、田中さん。

・田中（一）委員
7番の田中です。今、事務局の方から説明していただいたとおりでして、現在この・・・さんというのは女手1つで今までやってきたんですけれども、年齢が・・・近いということで維持管理が無理ということでございまして、・・・さんに譲ったということでございます。以上です。

・議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長
質疑がありませんので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長
ご異議がありませんので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、5案件について事務局の説明を求めます。

・事務局
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。
議案書の5-1ページと位置図の5-1ページをご覧ください。整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市

柏原・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、
全10筆。位置は・・・より北西、約・・・mに位置する第2種
農地で、登記簿地目は田及び畑、現況は荒地です。申請事業者
は・・・において多岐にわたり事業を営んでおり、事業拡大に伴
い資材置場及び駐車場が必要となり適地を探していたところ、本
申請地において農業をするために購入した譲渡人が直後に体調を
崩し作業がままならない状態になったことから土地が有効利用で
きるならばと話がまとまり、本申請に及びました。計画によりま
すと、申請地の・・・㎡を資材置場及び駐車場37台分を整備し
ます。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水について
は自然浸透とし、浸透し切れない分については申請地内にU字溝
を設置し東側河川へ放流します。このことについて、紀の川用水
土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣
接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農
地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につ
いては、・・・円と見積もられ、必要額以上の通帳の写しが添付さ
れております。

続きまして、整理番号2番と3番の案件について、位置図の5
－2及び5－3ページをご覧ください。申請地は橋本市柏
原・・・、・・・、・・・。位置は・・・より西、約・・・mに位
置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請事業者
は集合住宅の建設にあたり適地を探していたところ、高齢のため
耕作が困難になり、また、後継者もないことから土地の有効利用
を検討していた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計
画によりますと、木造2階建て3棟22戸を建設し、駐車場34
台を整備します。排水については、汚水及び雑排水については合
併浄化槽で処理後、公共水路へ放流します。雨水についても敷地
内で集水後、公共水路へ放流します。このことについて、紀の川
用水土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地は
2筆あり、同意書は添付されておりましたが、1筆は農業振興地
域の除外申請時に同意を得ており、また、1筆は同意を得ており
ません。そのことについて経緯書が添付されております。現地調
査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと
判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もら
れ、必要額以上の融資証明書及び通帳の写しが添付されており
ます。

続きまして、整理番号4番の案件について、位置図の5－4ペ

ージをご覧ください。申請地は橋本市隅田町垂井……。位置は……より北西、約……mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は現在営んでいる事業の従業員及び来客駐車場が不足しており近隣で適地を探していたところ、高齢で、また、後継者もないことから農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、平面駐車場約22台を整備します。排水については、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については申請地西側の既設排水路に放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、……円と見積もられ、必要額以上の通帳の写しが添付されております。

続きまして、整理番号5番の案件について、位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市市脇……。位置は……より東、約……mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請事業者は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大に伴い適地を探していたところ、相続したものの遠方のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル244枚、合計出力80.50kW、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水については、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については原則自然浸透とし、オーバーフローのみ申請地南側既設排水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、……円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号6番の案件について、位置図の5-6ページをご覧ください。申請地は橋本市東家……。位置は……、約……mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は賃貸共同住宅を経営するにあたり適地を探していたところ、高齢のため耕作が困難になっていた譲渡人と使用貸借で話がまとまり、本申請に及びました。なお、申請地については、

農地法の手続を失念したまま誤って無許可で家畜小屋に転用してしまったことに深く反省しており、始末書添付での申請となっております。計画によりますと、共同住宅4戸を建設し、駐車場4台、駐輪場4台を整備します。排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、公共水路へ放流します。雨水についても敷地内で集水後、公共水路へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆あり、1筆は同意を得ており、1筆は申請者所有地です。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資予約書と通帳の写しが添付されております。

続きまして、整理番号7番の案件について、位置図の5－7ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町田原・・・。位置は・・・より西、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は申請地の隣で資材置場として使用しており、平成25年と平成29年に和尚川の氾濫により隣接地の資材置場が被災した際、土砂の流入や資材の流出により本申請地の一部が耕作不可能となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。なお、申請地については、認識不足により農地法の手続をしないまま事業を行ってしまったことに深く反省しており、始末書添付での申請となっております。計画によりますと、申請地の・・・㎡を資材置場に整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、浸透し切れない分については申請地東側排水路へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、申請者所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の通帳の写しが添付されております。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。

- ・岡本委員

9番の岡本でございます。1つは、今度の転売については問題ないのでございますけども、ただ、まだ、農業委員会の方からは手が外れるんですが、実際に運営するようになった時に、進入路とかそういう問題が残っていますので、事務局の方で、今度引き続き当局の方でよろしく管理をお願いしたいと思います。

それから、2番目の住宅を建てる件でございますが、この件につきましては、水利組合の方に、いろいろ組合の方から要望が出ておりまして、それについて何ら回答が出ておりませんので非常に困っておる状態でございます。それで、今日は水利組合長の方から委員の皆様にも一度確認を取ってほしいということで、確認というか教えてもらってくれということでございまして、その1つは、水路の横に里道がありまして、里道の管理するのは、今のところ一般的には水利組合の方でやるということになっておるわけでございますが、住宅の中を通っている水路につきましては、少し位やったらいいんですけど今度は随分広い水路の長いものになりますので、この辺皆さんはどのように感じておるか、やり方があるのであれば教えてもらってこいと、こういう要望が出てきましたので、併せてお願いいたします。以上です。

- ・議 長

4番。

- ・田中（一）委員

7番の田中ですが、事務局の説明あったとおりで、何ら問題ないかと思えます。

- ・議 長

5番。

- ・木下委員

2番木下です。5番の案件なんですけど、現場は田んぼで、草刈りもしていないような現状で、今回、太陽光発電の業者に売るといことで、近年、売電価格が下がっているんですけど、・・・の方ではシミュレーションを行って、採算に合うといことで今回購入に至ったわけです。

6番の案件なんですが、・・・さんは親子で、話させていただいたのは代理人という設計事務所の方と話させていただきまして、今回は使用貸借ということで契約を受けたということで話しております。現場なんですが、牛小屋が建物としてありまして、もう長い間使われていないのが現状でした。ご審議よろしくお願いたします。

・議 長

7番。

・ 委員

7番の案件について、事務局の説明どおりで、隣接地については譲渡人の土地を分けたということで、問題ないと思います。以上です。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・廣田委員

5番の廣田ですが、1番の案件ですが、先ほど説明聞いている中で、進入路がないんでよう見たってくれというような説明があったと思うんですが、資材置場に進入路がないというのはおかしいと思いますんですが、その辺のことと、山田川のはたで資材置場をするということは、ここに何の資材を置くのか。資材によっては川に流れ込んでいくおそれがあるんじゃないかというのが2つ目と、3つ目が、・・・の会社の人40台近い車を置く、その車は何のために置くのか、3点よろしくお願いたします。

・議 長

事務局、分かればお願いたします。

・事務局

まず、1点目の進入路につきましては、位置図の5-1をご覧くださいませか。丸囲みの左上に・・・という字があると思うんですが、その下に道が書かれておりまして、そこからずっと下りていくということでございます。

次に、資材置場に何を置くのかということでございますが、置く物の種類につきましては、鋼材置場と足場材置場ということで申請があがっております。駐車を、車を何のために置くのかということでございますが、こちらにつきましては、重機の駐車場を含めておる計画となっております。内訳といたしましては、敷地面積・・・㎡のうち重機を含めた駐車場が・・・㎡、鋼材置場としては・・・㎡、足場材置場として・・・㎡となります。また、計画地内には作業用道路といいますか、中に通路を設ける予定となっております。以上です。

・ 議 長

ほかに。

・ 廣田委員

鋼材いうて、鉄の材の鋼材ですか。鉦石の鉦ですか。

・ 事務局

鉄の方でございます。

・ 廣田委員

分かりました。ありがとうございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。

・ 委員

この・・・の会社なんですけど、・・・という会社なんですけど、
どういう会社なんですか。

・ 事務局

会社につきましては、法務局が発行する履歴事項全部証明書が添付されております。その中で、この会社の目的として1番から12番までありますが、1番には古紙・木・繊維等の販売及び輸出入業務、また、プラスチック製品の製造及び加工業務を請負。ほかにも、建設工事の設計・施工及び請負、種類といたしましては建築一式工事、土木一式工事、また、建築物及び工作物の解体業、一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬・処理等が書かれてご

ございます。以上です。

- ・ 委員

あんまり、はっきり言うて、ちょっと分かん会社ですよ。今、最近全国でちょっと問題になっているのは、要は大量に土地を買って、あと何か産業廃棄物を置いたりするというのがようあるんですよ。そういうのが全国各地で問題になってるんですけども、そういう一環かなとふと思ったもので、こういう質問をさせてもらったんですけど、そういうことはないんですか。

- ・ 事務局

委員おただしの件なんですけど、今回の申請につきましては、転用の目的といたしましては資材置場及び駐車場ということで申請があがっておりますので、全国的なニュースですとかいろんなことを僕らも目にして、耳にもするんですけども、何をもってこういうふう認定するかとなってしまうと、うちの方ではなかなかお答えするものがございませんので、あとはもう個々の委員のご判断に委ねるところかなと思います。

- ・ 議長

ほかにありませんか。

- ・ 岡本委員

進入路というのは、もうちょっと、もう一遍。今のままで使えるあれですか。

- ・ 事務局

進入路の件についてですが、添付されておる図面におきましては、進入路というのは、先ほどご説明させていただいた敷地内道路が進入路ということになっております。ただ、地域の状況から見まして、恐らくこちらの道を使うのではないかなということで、今、説明をさせていただきました。

この道につきましては、私道に恐らくなると思うんですが、そちらの確認はできておりませんので、通行制限があるかどうかというのは、そちらの課で確認をせなあかんような状況です。以上です。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。

・ ・ ・ ・ ・

- ・ 議 長
採決をするというような形になるわけですが、この2と3の案件、ちょっと私気になってんのやけども、さっき事務局の説明あった時に、地元の同意がそのいうスムーズに行っていないような感じで受け取れたんやけども、そこもう1回ちょっと説明してくれますか。
事務局、どうぞ。

- ・ 事務局
私、説明させていただきます。
2番、3番の案件、先ほどの私どもの説明ですと、地元の水利組合からの同意が取れてないという状況でございます。この件に関しましては、まず、実は農業振興地域からの除外申請があって、それは通ってきての今回の農地転用の申請ということになってきております。地割申請の時というのは水利組合の同意がなかったので、すっと通って、地元の水利組合と話しとったんですけども通って、今回の案件で来ています。
その時に地元さんのいろんな思い、農業上問題があるんじゃないか、汚水があった時の問題があるんじゃないかということで、意見書を会社に対して出したところ、なしのつぶてであったと。そういう状況で、不信感としては地元水利組合から業者に対してあって、ちょっとどうかなという思いは地元水利組合さんに対してはあるという状況。
これをもって農業上問題があるのかどうかというところ、これがどう判断されるかというところが議論のポイントになってくるのかなというふうに考えております。
なので、その辺を、僕らとしてもそれを判断する基準というのが、今、地元の水利組合としては農業上問題あるということで同意はできへんということを言われているのかなというふうに感じているのが一方で、業者さんとしては元あった除外申請も通っておるような中で認めてほしいよということがあったので、感じとしては、議論が深まってないのかなという印象は受けてお

ります。

ただ、書類的には法定添付書類について揃っているのですが、今回上程させていただいたというような、そういうお話になるので、その辺ご議論いただけたらなというふうに考えております。

・ 議 長

今、事務局から追加説明あったんですが、書類的には何らそごしてるところはないけども、農業者との間で若干まだ詰めが甘いというんか、水利の方に、さっき岡本委員さんからも発言あったんですが、質問出してあんのやけども何も回答がないんやということの発言があったわけですが、そこら辺その業者に、申請者に対してどんな形の指導というんか、事務局さんはしたってくれてるのかな。

・ 事務局

今、業者、業者ということが出ておるんですが、今回、農地転用の申請につきましては、その後利用をする方と、そもそも土地所有の方の連名でご申請を頂いておりますので、やはり土地所有者の方の思いもやはり事務局としては受け止めております。

ただ、事務局長補佐からもありましたように、いくつかの確認ができていない、確認が取れていない点がありますので、そちらについてはやはり、法定添付書類ではないとはいえ、きちっと地元へ行きほぐす、誤解があればその誤解を解きほぐす、言葉が足りないのであればきちっと説明をするといったような指導をするようになると思われまます。以上です。

・ 議 長

今、事務局からあったんですが、申請者が地元に対しての説明が不足してる点が見られるというふうな状況というふうな判断でございます。

委員の皆さん、意見ありましたら。

・ 大西（敏）委員

4番の大西ですけども、農振の除外申請というんですか、それがいつ申請の手続が終わったのかというのが1つと、それから、備考のところに第2種農地と書いてるんですけども、一般的に第3種農地、第2種農地、第1種農地ということで、順々に転用の

いわゆる許可基準といたしますか立地基準ですか、その辺の順序を決めているんですけど、第2種農地への位置づけの意味合い、農振の除外して、それで即、第2種農地になったのかどうかの、その2点お聞かせください。

・議 長

事務局、分かりましたら。いつ除外通ってあるんかというようなところ。

・事務局

まず、こちらの農地なんですけれども、農業振興地域から除外の申請に至りましては8月に受付させていただきまして、今年1月に農業振興地域の農用地から外れた形となっております。

第2種農地になるんですけれども、こちらの農地なんですけれども、元々第3種農地につきまして、用途地域であったり、市役所であったりそういう施設から近い所が主に第3種農地で、これ原則許可の場所にもなっていておまして、そこにはちょっと該当しない場所なんですけれども、その次に、こちらの地域なんですけれども、京奈和自動車道が通ったことによって用途地域に非常に近い場所に位置しておることから、今後、第3種農地としてなっていくであろうという農地ということで、第2種農地ということで、原則、農地転用を申請いただくときには、代替地、ほかに代わりがなくてこの農地を選んだということの条件があれば転用可能ということの種別になる第2種農地として判断させていただいております。

・議 長

先生、よろしいですか。

・大西（敏）委員

それで、この周辺も第2種農地になってるんですか。農振農用地ということでかなり面的な広がりがある所で、1か所除外申請が出て、それが手続上も認可されたということで、だから、その周辺の所は農振農用地でもないんですか。ここだけが農振農用地だったんですか。

・事務局

こちらなんですけれども、実際にいうと、まず、第2種農地なんですけれども、この京奈和自動車道が通っているところよりも南側については第2種農地及び、さらにもっと下に行きますと用途地域が区分がありますので、第3種農地という形になってきております。

京奈和自動車道が通るまでは、さらにちょっと北側の、この申請地より北側についてかなり農地が、一団農地としてかなり広がっていたんですけれども、現在、側道であったり、京奈和自動車道によってちょっとそこの農地が分断されたことによって、本来でしたら10ha以上の連担する農地として以前は見えていたのですが、今回、京奈和自動車道で一団の農地として見ることができなくなってしまったので、第2種農地及び、ちょうどこのあと500mほど下に行った所にはもう用途地域として市の方が指定している部分がありますので、そこも踏まえて第2種農地として判断しております。

- ・ 議 長
中断します。

(休 憩)

- ・ 議 長
中断以前に戻って、質疑を続けます。
- ・ 大西（敏）委員
事務局から事情を聞きました。大体分かりました。ありがとうございます。
- ・ 議 長
ほかにありませんか。
事務局、どうぞ。
- ・ 事務局
この件、ちょっと中途半端な説明をこちらからもさせてもらうのでややこしくなっているんですが、分かりやすく言いますと、今回この案件を通すか通さないかというところのメリット、デメリットを申し上げますと、保留もあるんですけど、通すとなると、

何というんでしょう、法定添付書類は揃っているので通しても問題はないというような議論は1つございます。ところが、通した暁には、1つは水利組合が今現在反対しているというところ、こういうことによって水利組合が農業上問題があるという話をしたやないかという議論になれば、そこら辺が難しい問題になるのかなというところがまず1つ。

それと、過去からのこの農業委員会の慣例としまして、こういう紛争というか問題がありそうなところは結構保留にしてきたという経過もありましたので、通すとなると、そこをちょっと覆して決定していくということになる。これが前例になっちゃうというのは1つ、通した場合の問題点とメリット、デメリット。

通さなかった、保留にした場合、こちらについては当然、通さなかったということで、業者なり地権者に対する説明が必要になってくるのかなということになってきますので、僕の口からどっちにした方がいいですよとは言いきいんですけど、こういうようなデメリット、過去から考えてあるということでご議論いただきたいというふうに考えています。

・ 議 長
どうぞ。

・ 廣田委員
この長屋を建てることによって水利組合さんの水路へ雨水を流すとかということはあるんですか。

・ 議 長
どうぞ。

・ 事務局
雨水について説明いたします。雨水につきましては、申請地南側の水路へ流すというふうに聞いております。生活排水につきましては、公共下水の本管の方に直結させるということ聞いておりますので、出てくるのは雨水だけというふうに聞いております。

・ 廣田委員
その雨水というのは、水利組合が管理している水路へ雨水を流すということですか。

- ・事務局

はい、そういうことになります。

- ・岡本委員

それで、この問題する時に、1種から2種に変える時に、立会いというか説明聞くのは、地域の方は区長と農業委員だけ聞いたらいいと。水利組合はここは要りませんと、同意書が、なっとったわけです。ほんで、今度の時になっての同意書が要ると。農地からなくなる時に。

そういう問題で、水利組合との話合いが具体的に進んできたのが遅れとるわけですからこの問題が出てきたのと、それから、今、廣田さんから話のありました件で、雨水がこの前のところから流れるとなれば、この道の横を水路が通つとるわけです。この下の方に・・・があるわけですが、ここが通常の時でも大雨が来たら水が乗り越すという問題があるので、たくさん流れたらさらに乗り越して、水利組合が管理する水路がこちらの方までいろいろせないかんようになってくると、そういう問題も抱えておりました、いろいろと言うてきとるわけです。

- ・議 長

ほかにありませんか。いろいろ問題点というんか、総合的に皆さん判断をしてもろた中でええと思うんですが。

- ・廣田委員

水利組合が管理する水路というのは、水利組合という1つの地方公共団体が管理しておる所でありますので、そのところへ雨水であっても流すということは、そこに水路がなければ紀の川まで水路を引っ張らんなん、雨水の水路を引っ張らんなんということになってきて、莫大な費用がかかるということで、水路へ流さんな仕方がないということになれば、水利組合さんの同意書も必要じゃないかと考えますが。私はそう思います。

- ・議 長

ほかに。

- ・岡本委員

もう一度言いますが、同意書が持ってきてないわけです。それで、こういうことを考えて持ってきてくださいと言うたら、提出がないと、こういうことですから、もう全く水利組合としてはこれ以上の動きようがないということで、非常にごたごたしておるということでございます。

・ 廣田委員

地域の農業委員さんはどういう考えをしとるんか。地域の農業委員さんが一番地域の状態をよう知っとるんで、地域の農業委員さんにどういう考え方しとるんか聞いてみたらいかがでしょう。

・ 議 長

岡本さん。

・ 岡本委員

それが私なんですわ。

・ 廣田委員

だから、現場を見に行かれて、どない考えられて、市役所の方へどういうように出して、こういう出しましたんでという。一番状況をよう知ってます、現場を見ておりますのは地域の農業委員さんしかおりませんので。私らは感覚的にしか分かりませんので質問して聞いておるんで、まず大事なのは地域の農業委員さんとか地域の方がどない考えてるかということの説明してやっていたら、あとの方も皆分かりやすいと思うんですが。

・ 岡本委員

だから、向こうから同意書に対して、これはできますとかできませんとか持ってきてくれれば、水利組合としてももう一度検討するとかいろいろ手はあるけど、何ら返事がないんでどうしようもないと。それを進めてもろたところで、後で問題になるだけだから、もう少しこの件はよく話し合わないかんのんちゃうかなと、こういう具合に考えとるわけです。

・ 廣田委員

それは出された時には不適當ということで出されとるわけですか。

・岡本委員

うん。ただ、事務局としては、この書類であれば法的に問題ないので、最終決裁は、決裁するのは県の方だということで、問題なければ、一応県にあげるのかどうするかは一遍検討せなしょうがないなど、こういう具合になっとるんで、その辺の最終結論はまだ聞いてないわけです。

・議 長

どうぞ。

・事務局

手続についてのご説明をさせていただきます。農地法の規定によりまして、農地転用の受付窓口につきましては市町村の農業委員会が行うこととなっております。ただ、農地法4条、5条につきましては、今、岡本委員がおっしゃいました、和歌山県知事の許可要件になります。

とはいえ、橋本市農業委員会の意見を付して知事の方に進達することになりますので、いずれかの形になるかとは思いますが、何らかの形で橋本市農業委員会の姿勢というのは、意見は反映させるべきやと思っております。ですので、ここでご議論いただいたことが全く無駄になるとか、そういったことではございませんので、お知りおきくださいますようお願いいたします。

・議 長

どうぞ。

・萱野推進委員

私が思いますのに、ここの宅地ができる中に水路があるということですが、この宅地がなくても、雨水があると、雨が降ると、同じようにここの川へ流れてくると思うんよ。家を建てることによって、その雨水が、ない時よりか増えるんかどうかというのは分かっとるんですか。

・岡本委員

雨水を流すとなれば、今までは田の中へ入った雨が、屋根から1つとこへ集まってどうと来ますから、水路へ入るのが増

えると思います。

・萱野推進委員

そうですか。自然のことやさかいに。

・岡本委員

やってみな分からん。

・萱野推進委員

そやな。本当に増えるという、何というか、証拠というか、それは水利組合の方から今度逆に業者の方へ、建てることによって増えますよという証明というか根拠というのが、今度水利組合から出さんなんことになるんよ。そやさかいに、そういうんも今度は、言うのであればその根拠というもんも、これがすることによってこんだけの損害を被りますというのは、今度水利組合が示さんなんなるので、その辺のそこはどうかとんかなと。

・岡本委員

それは地域としてはやっておりません。その計算とかいろいろあると思いますが、それは専門家に依頼せんとできないと思いますので。どれだけの面積分がここへ入ってくるのか、屋根から落ちるやつの面積を調べて全部やっていかないかん。水利組合としてはそこまでの内容は聞いてないと思います。

・萱野推進委員

解決しようと思えば、それも根拠として出さんと、ただ言い合うだけやったら収まっていけへんと思うんですけどね。という私の意見です。

・議 長

ほかにありませんか。

・松岡推進委員

松岡茂夫です。この件なんですけども、水は高いところから低いところへ流れる。下の人は承水義務ってありまして、受け入れらなあかんような法律があります。それで、水利組合に条件を出していただいて、水路って、私、現況を見てないんで分からんのです

けども、60cmの水路と、ほして、管理道路90cm、里道を入れて1m50にするんか、横へ回すんか、真っすぐ行ったら滑らかに水が流れるけども、外へ回したら、それこそぶち当たって乗り越すと。ほんで、水利組合さんの条件を聞いて、60cm、90cmを1mとか、管理道路を2mにするとかいうようにして、法律的に合致しておれば、その条件をこっちでこのようにしてほしいというように持っていったら円満にいくんじゃないのかなと思うんですけども。

建物を水路が支障を来さん範囲内で建設をしたいと言うんやったら、大きくしてくださいという条件位が関の山じゃないのかなと私は思うんですけども、法的に問題がなかったら、水利組合さんかって条件を出して、大きな水路、管理道路をしてもろて、うんと言うように持っていった方が円満にいくんじゃないかなと。

ほで、建物が大きい、これは引かかるよと言うんやったら、外へ回してもらおうというような形をしなければ、ちょっと前へ進まんのじゃないかなと思うわけなんですけども、議長いかがですか。

・議長
どうぞ。

・廣田委員
事務局にお尋ねします。この水路は水利組合として登記されている水利組合の財産か、あるいは、里水路、いわゆる国の土地の水路を水だけ水利組合の水を流しておるのか、それによって違うと思うんです。例えば水利組合が作った水利組合の持ち物であれば、人の財産を使わしてもらうんだから、当然許可は必要になる。ただ、官地の水路を、池の水をただ通らせてもらうということになれば、また話は違ってくると思うんですが、いかがですか。

・議長
どうぞ。

・事務局
いわゆる里水に該当いたします。いわゆる、里道・水路に該当するようになります。

- ・ 廣田委員
だから、国の水路？
- ・ 事務局
今は財産は橋本市が持っておるということで。
- ・ 廣田委員
橋本市の水路？
- ・ 事務局
はい。
- ・ 廣田委員
水だけが水利組合？
- ・ 事務局
維持管理ですね、地元さんをお願いしとると。受益者という言葉
い方する場合がありますけれども、そちらでお願いをしていると
いうことでございます。
- ・ 廣田委員
ということは、水利組合の財産じゃないところを通っておる、
水を通しとる。
- ・ 岡本委員
財産は水利組合じゃないです。維持管理だけして、それで維持
する資材を買う時は市から提供してもらおうと、支給してもらおうと、
こういうことです。
- ・ 議 長
大変いろいろと、いろいろな考え方、ご意見等々が出てるわけ
ですが、私が思うのには、もうちょっと議論をせんなんところある
んかなというふうな、今までの議論の中では感覚ですが、皆さん
いかがでございますか。結局、許可するための条件というんか、
書類は全部揃うてあるんですけども、その中身についてもうちょ
っと地元の農家の人と議論せんなん部分があるように今感じてま
すんで、委員会としては許可相当というふうな形で知事のそこへ

進達するのは今回保留して、もうちょっと、もう1か月、地元の方で水利組合等々と、回答も来てないということですので、その辺のそこを配慮した中で今回保留にしたらどうかと、私があんまりこんな意見言うとなえことないと思うんですが、委員の皆さんいかがですか。

- 委員
保留するべきだと思います。
- 議長
ほかにありませんか。
- 委員
今おっしゃっているとおりで、地元ともう少し相談していただいた方が。
- 議長
同意書がない時には意見書、意見書ない時には経過書、経過書ない時には現場へ行って農業委員会の意見を付けて進達をすると、こういう形になると思うんですが、意見書は出てきてあるのかな。
- 事務局
追加資料を配付させていただいていいですか。
- 議長
今、経過書、新たに資料として提出されたわけですが、この経過書を見ますと、保留にするのにはちょっと無理があるのかなと思います。それで、この経過書読ませてもらった中で、事務局さんには、進達するについて、この申請者に対して、もうちょっと強く指導するというふうな形にしてもらって、この経過書ありますんで、事務的なことについてはいいかなというふうに判断して、知事の方へ、これやったら進達していけるなというふうに今思ってるんですが、みんなどうですか。
どうぞ。
- 廣田委員
時間ないところをしつこう言うて悪いんですが、 的に、

譲受人のここで正式にあがっておる名前と、話してる人が・・・さんところ書いてますんで、人が違う文書となつとると思うんです。人が違う人との文書であれば、何か関係ない文書やということになるように思うんですが、その点いかがでしょう。それでええと言うんやったらもう、それで通過していいと思うんですが、私はそう考えますが。

・議 長
どうぞ。

・事務局
名前が出てこないということでしたが、この申請につきましては委任状が添付されております。

・議 長
それでは、再度お諮りいたします。
この案件について、許可相当というような形で事務局の指導のもとに許可相当ということに進達をするということにはご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長
それでは、異議ないということでございますので、この1から7件につきましては採択をすることに決定いたしまして、県の方に進達をいたしたいというふうに思います。

議案第2号の1番の案件は30aを超えているため、農地法第5条3項の規定により、農業委員会ネットワーク和歌山県農業会議常設審議委員会の意見聴取になりますので、事務局は現地調査等の準備をお願いをしておきます。

次に、議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について を上程し、2つの案件について事務局の説明を求めます。

・事務局
議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてご説明いたします。議案書及び位置図の非-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市御幸辻・・・、・・・、・・・。台帳地目は田、現況は宅地です。申請地は昭和51年頃に居宅を建築し、庭として利用しているとのことです。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の非-2ページをご覧ください。申請地は橋本市市協二丁目・・・。台帳地目は田、現況は宅地です。申請地は市道から離れた土地に位置する・・・に建築された宅地の進入路として、昭和53年頃から宅地と一体に利用しているとのことです。

現況農地でない旨の証明は非農地証明とも言われ、農地法が施行される前、昭和27年10月から農地が既に農地以外のものになっている場合や、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上が経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合に、所有者が申出し、当該証明を発行するものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 堀切推進委員

推進委員の堀切といいます。1番の案件について説明させていただきます。農地となってるんですけども、道路から3m位下になってる土地なので、もう農地として使用するのは不可能となっております。現在、庭としてなってるんですけども、今後も庭として使用していきたいということなんです。以上です。

・ 木下委員

2番木下です。2番の案件を説明させていただきます。もう舗装もしてまして、家への進入路となっておりますので、もう現在、田ではないと判断します。以上よろしく申し上げます。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がありませんので、打ち切ります。

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がありませんので、本件は原案のとおり承認することに
決定いたします。

ここで、議場の換気のために5分ほど休憩しましょう。

(休 憩)

・議 長

休憩前に戻りまして、議事を再開いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利
用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規
定による利用権の設定について及び議案第5号 農業経営基盤強
化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理
事業分）、続けてご説明いたします。

それでは、議案書の基-1ページと位置図の基-1ページをご
覧ください。今回、合計9件の申請がありまして、新規で6件、
再設定、継続の申請が3件出てきております。代表して整理番号
1番の案件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者
は……。利用権の設定する者は……。利用権を設定する土地
は橋本市野……。現況地目は畑で、面積は……。m²となっ
ております。利用権の種類は賃貸借で、普通畑として利用いたし
ます。利用権の期間は令和7年12月末までの4年9か月間とな
っております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約……。a
となっており、継続の申請となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計16筆、合計・・・
㎡となっております。

続きまして、議案第5号の中間管理事業分についてご説明いたします。議案書の中ー1ページと位置図の中ー1ページをご覧ください。申請は合計3件ですが、代表して整理番号1番の案件を説明いたします。利用権の設定を受ける者は和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社。利用権を設定する者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市胡麻生・・・となっております。現況地目は畑で、面積は・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は15年間となっております。今回、利用権を設定する土地は中間管理事業分で合計4筆、・・・㎡となっております。なお、中間管理事業分の整理番号2番及び3番の案件につきましては、農地中間管理機構の一括化方式により申請されたものとなり、今回の定例会が終了後、中間管理機構を介さず、そのまま直接転貸人の方に、農業者の方にそのまま転貸をすることとなっております。

以上の集積内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

議案第4号、議案第5号の事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

・・・・・・・・

・ 議 長

なければ、質疑をお願いします。

・ 廣田委員

5番の廣田ですが、この中間管理機構の様式ですが、2月に会長も尋ねておりましたが、1番の書いてある書き方と、2番、3番は個人同士の書き方と、これどこでどない違うんか、ちょっと事務局、教えてほしいんですが。

・ 議 長

どうぞ。

・事務局

こちらなんですけれども、まず、1番につきましては今まで従来の方式でやっている形になりまして、一旦、今回でしたら・・・さんから中間管理機構の方に、一度、中間管理機構が借り受けて、その後、中間管理機構が次の農業者の方に転貸するという流れになっております。

今回の2番、3番の案件につきましては、あらかじめ中管理機構から転貸する方がもう決まっております、その間に、申請を受けた時点で和歌山県農業公社の方が次の方に、もう中間管理機構を通さずに転貸することが可能となります、今年1月から運用されました一括化方式という方式で申請がありましたので、今回、次の農地を借り受ける方が決まっている一括化方式やったために、中間管理機構を飛ばして、もうその次に、実際に借りられる方のお名前を入れさせていただいております。

・議長

法律が変わったので様式が変わったという解釈でええんかな。

・事務局

今、説明させていただいたとおり、1番については従前今までやっておった方法になります。貸す方から農業公社へ行く、で、農業公社が次借りる方を探すということをやっておったんです。

・廣田委員

それは分かります。

・事務局

2番、3番につきましては、今まで探すという手続が、もうその方が決まるとるんやったら、一旦農業公社に借り入れてその手続をするのではなくて、農業公社は間に入るようになるんだけど、その期間を短縮して、もう相手さんが分かるとるんやったらもうこういう方式でやっていいですということになるんです。

この表には農業公社は出てこないんですけれども、例えば2番の・・・さんと・・・さんがあるんですが、この間に升はないんですけれども、実は農業公社が間に入るとるというふうにご理解

いただければええと思います。

・ 廣田委員

これは、そないしてええっちゅうんがいつから変わったって。

・ 事務局

それが今年1月から運用が開始されました。

・ 議 長

やり方が変わったので様式も変わったと、こういう理解でええですな。

・ 廣田委員

分かりました。

・ 議 長

ほかにありませんか。

.....

・ 議 長

ご異議がございませんので、議案第4号、議案第5号について、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあつせん届出について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

まず、農地中間管理機構が行う農地売買等事業のご説明をさせていただきます。

この農地中間管理機構が行う農地売買等事業は、農業経営基盤促進法第7条に基づき行うものとなります。離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して農地を効率的に利用できるように調整した上で農地の売渡しを行います。なお、この対象地は農振農用地が対象となります。

農地を買い入れて規模拡大を図る方が認定農業者などの担い手の方や実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけ

られる方など、既存の圃場と連担化して1 haになるなど要件を満たすこととなりますと、農地売買支援事業など国の補助事業が活用できる場合がございます。

この制度を利用して農地を買いたい方のメリットといたしましては、低利な制度資金、農業経営基盤強化資金でありますスーパーL資金などが活用できる、また、いわゆる所有権移転登記の登録免許税が減額される、不動産取得税が取得価額の3分の1相当額に控除されるなどがあります。

また、農地を売りたい方のメリットといたしましては、本日、資料として付けさせていただいております、「農地の譲渡に係る特例措置について知りたい」というチラシを付けさせていただいておりますが、こちらで譲渡所得が年間800万まで特別控除されるなど所得税が軽減されるといった制度となっております。

議案については担当の方からご説明をさせていただきます。

・事務局

それでは、農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあっせん届出についてご説明いたします。議案書のあー1ページと位置図のあー1ページをご覧ください。あっせんの届出をした者は……。届出をする土地は橋本市高野口町名倉……。ほか10筆、合計11筆となっております。現況地目は畑で、面積は合計……。㎡となります。本届出は農地中間管理機構の特例事業規定による農地の売買事業を行うために必要なものとなっております、本委員会で適当と認められた場合、中間管理機構へその旨を通知し、その後、中間管理機構が……。氏から農地を買い取り、次の農業者へ売買を行うこととなっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明申し上げます。

・大矢推進委員

推進委員の大矢でございます。本物件は、高野口町名倉といたしまして、……。の……。の上にある飛び地でございます。そこで、現在所有者は……。さんでございますけれども、この11筆はすべて柿畑で、現在、……。さんという、……。さんからいいますと

おばあさんの出てきた実家でございますが、親類関係にあるわけなので、・・・さんはもう・・・をやっております。

そんな形で先月もこの方の売買がありましたんですが、今回こういう形で、今現在畑になってますけども、もう柿畑で2、30年ずっと営々と・・・さんが小作をやっております。もう近いうちに・・・さんにすべてを売買するという、親類関係にありますので、できてございますんですが、今回このようなあっせんをすることによっていろいろと特例があるということが、今回でも初めてののような案件に思われます。

ちょっと事務局にお聞きするんですけども、こういう案件が出てきて、3条申請でいきますともう売買と即なるんですけども、この制度を使いますと双方にメリットがあるということを今聞いたんですけども、この制度を指導するというかお教えするということは、どこがどうやっていくんですか。ちょっとその辺教えてください。

本件物件についてはそんな形で、近い将来に・・・さんとの間で売買が行われるという約束ができてございまして、現状も柿が整々と植わっておりますので、何ら問題はないかと思えます。

・ 議 長

事務局、もし分かったら、今言ったところをちょっと追加説明したってほしい。

・ 事務局

3条申請のまずお話からさせていただきますと、この次、農地中間管理機構からどなたかに移る場合、これは3条申請にはなるんですが、ご審議いただくことではなくて、中間管理事業から農業委員会に届出だけで、これはもう所有権移転ができるようになります。

あと、この周知の方法なんですけれども、実は、恥ずかしながら私もこれ初めての案件でございまして、もうこんなあるんかよというような、初めて知った状況でございます。

あと、橋本市農業委員会がこのあっせん事業を行う場合につきましては、あっせん事業規定ですとかそういった整備が必要なんですけれども、残念ながら橋本市農業委員会はそれ持っておりませんので、今回は農業公社が持っておるあっせんの利用規定に基づく申請というふうになっております。以上です。

- ・ 議 長
ええですか。
- ・ 大矢推進委員
分かりました。
- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

- ・ 議 長
質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
議案第 6 号 農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあ
つせん届出について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長
ご異議がありませんので、本件は原案のとおり承認することに
決定いたします。
次に、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書
の受理について及び報告第 2 号 農地中間管理事業による権利設
定について、事務局に報告を求めます。

- ・ 事務局
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理
についてご説明いたします。
議案書の 18-1 をご覧ください。整理番号 1 番の案件につい
てご説明いたします。申請地は橋本市山田・・・です。賃貸人は・・・、
賃借人は・・・。利用権設定で貸し借りしていましたが、このた
び対象地を 3 条申請にて売買するため、令和 3 年 2 月 14 日付で
合意解約が成立した旨の通知がありました。
続きまして、整理番号 2 番の案件についてご説明いたします。
申請地は橋本市山田・・・です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。

整理番号1番と同じく利用権設定で貸し借りをしていましたが、対象地を3条申請にて売買するため、令和3年2月14日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町河瀬・・・です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。戦前からの小作契約について、令和2年12月29日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町垂井・・・です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。戦前からの小作契約について、令和3年2月12日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

以上、ご報告いたします。

・事務局

続きまして、報告第2号 農地中間管理事業による権利設定についてご報告いたします。

今回、農地中間管理機構より、令和3年1月定例会において審議されました2名の方の案件について転貸先が決まったと報告がありましたので、ご報告いたします。

以上、よろしく願いいたします。

・議長

委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

.....

・議長

ないようですので、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和3年3月農業委員会総会を閉会いたします。

(午前11時36分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年3月10日

会 長 土井 清美 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩

4 番 大西 敏夫 ⑩